

議案第 11 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員等の旅費に関する条例（昭和 61 年 12 月 19 日三宅町条例第 26 号）の一部を改正する条例について別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出
三宅町長 森田 浩司

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員等の旅費に関する条例(昭和61年三宅町条例第26条)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「届けではないが」を「届出をしていないが」に改め、「含む。」の次に「次条第2項において同じ。」を加え、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 赴任 転任を命ぜられた職員等がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。

第2条第1項第1号中「職員が公務のため一時その勤務する事務所を離れて旅行することをいう」を「職員が公務のために一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「任命権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 旅行 国内(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。ただし、国内以外の旅行は、外国旅行という。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (5) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、町と旅行役務提供契約(旅行者が町に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項中「昭和34年3月三宅町条例第17号」を「昭和32年8月三宅町条例第38号」に改める。

第3条第1項中「職員又は職員以外の者」を「職員」に改め、「町の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため、」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「職員」の次に「、その配偶者又はその遺族」を加え、「一」を「いずれか」に、「もの」を「者」に、「旅費」を「旅費」に改め、同項第1号中「出張」の次に「又は赴任のための旅行」を、「免職」の次に「(罷免を含む。)」を加え、同項第2号中「出張」の次に「又は赴任のための旅行」を加え、同条第4項中「職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ」を「職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ」に、「承認、鑑定人、参考人等として出張した場合には」を「旅行した場合、その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合には」に、「当該職員」を「その者」に改め、同条第5項を次のように改める。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支出することができる。

第3条第6項中「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、「そのことが故意又は過失によるものでないと証明されたときは、」を削り、同条に次の1項を加える。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令等によつて行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「出張命令等を変更」を「旅行命令等の変更を」に、「には」を「で前項の規定に該当する場合には」に改め、「出張者の」を削り、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)に規則に定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。

第4条第5項中「出張命令簿等」を「旅行命令書等」に、「町長」を「規則」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 前項のただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合は、できるだけ速やかに旅行命令書等に同行に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張」を「旅行」に、「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第2項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張」を「旅行」に、「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に改める。

第6条第1項中「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費」に改め、同条第5項及び第6項を次のように改める。

- 5 その他交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、実費額により支給する。
- 6 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じて1夜当たり定額により支給する。

第6条に次の5項を加える。

- 7 宿泊費は第14条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。
- 8 包括宿泊費は、第15条の規定する合計額により支給する。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。
- 10 着後滞在費は第17条の規定する額を支給する。
- 11 家族転居費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則に定める種目及び内容に基づき」を加える。

第9条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電磁的様式、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。))」を、「して、」の次に「これを」を、「当該旅費の」の次に「支出又は」を加え、「支払担当者」を「支払命令者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第9条に次の3項を加える。

- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織をしようする方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。))をもつて提出することができる。

- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、町長又はその委任を受けた者の使用する電子計算機に備えられてたファイルへ記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記録事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「、座席指定料金」を「及び特別車両料金、座席指定料金並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改め、同項第2号中「を支給する。」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 町長、副町長又は教育長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

第10条第1項に次の2号を加える。

- (5) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金、第3号に規定する特別車両料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第10条第2項を次のように改める。

- 2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指定料金は、旅行命令書等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができるときに限り支給する。

第10条第3項を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「座席指定料金」の次に「並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、同項第1号中「3段階」を「3階級」に、「中級の運賃」を「次に規定する運賃」に改め、同号に次のように加える。

ア 町長、副町長及び教育長については、中級の運賃

イ 一般職員については、下級の運賃

第11条第1項第2号中「2段階」を「2階級」に、「下級の運賃」を「前号アの職員は上級の運賃、同号イの職員は下級の運賃」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 前各号に付随する費用

第12条第1項中「現に支払った旅客運賃」を「次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第12条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(町長、副町長及び教育長が移動する場合に、最上級)の運賃額とする。

第13条を次のように改める。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期運行する自動車により乗合旅客を運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃。

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて事業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第14条の見出し中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第1項を次のように改める。

宿泊費は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に定められる宿泊先の区分に応じた基準額の範囲内の実費額(次条において「宿泊費基準額」という。)による。ただし、町長、副町長又は教育長が宿泊した場合の宿泊費は規程別表2中「指定職職員等」とあるのは、「町長」、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「副町長、教育長」に読み替えて準用する。

第20条中「町長が定める」を「規則で定める」に改め、同条を第24条とし、第19条を第23条とし、同条の前に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第21条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、道外旅費又は当該金額を返還させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第22条 総務部長は、この条例の適正な執行を確保するため、確部長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

第18条を第20条とする。

第17条第1項及び第2項を次のように改める。

任命権者は、この条例の規定により旅費を支給する場合において、当該旅行における特別の事業又は当該旅行の性質により不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 国、県又は他の公共団体等より旅費の支弁を受けるときは、本条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額が、本条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する

第17条第3項を削り、同条を第19条とする。

第16条を削る。

第15条の前の見出し及び同条を削る。

第14条の次に次の5条を加える。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費を充てるためのための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜につき、2,400円とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転料)

第18条 家族移転料は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第10条から第13条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転した場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例のによる改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、赴任による旅行においては施行日同日より適用し、その同日前に出発した旅行についても新条例の例による。

職員等の旅費に関する条例(昭和61年条例第26号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）<u>旅行 国内(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)</u>における<u>旅行をいう。ただし、国内以外の旅行は、外国旅行という。</u> （2）<u>出張 職員が公務のために一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「任命権者」という。)</u>が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 （3）<u>赴任 転任を命ぜられた職員等がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</u> （4）<u>遺族 職員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次条第2項において同じ。)</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 （5）<u>旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239</u>	（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （新設） （1）<u>出張 職員が公務のため一時その勤務する事務所を離れて旅行することをいう</u> _____ _____ _____。 （新設） （2）<u>遺族 職員の配偶者(届けではないが 事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。 _____)</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 （新設）

号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、町と旅行役務提供契約(旅行者が町に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

- 2 この条例において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月三宅町条例第38号)第3条第1項に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。

3 (略)

(旅費の支給)

第3条 職員_____が_____出張又は旅行した場合には当該者に対し旅費を支給する。

- 2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号にかかげる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅費を必要としない場合は除く。)には当該職員

- 2 この条例において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年3月三宅町条例第17号)第3条第1項に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。

3 (略)

(旅費の支給)

第3条 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため、出張又は旅行した場合には当該者に対し旅費を支給する。

- 2 職員_____が次の各号の一に該当する場合には、当該各号にかかげるものに対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張_____中に退職、免職_____、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅費を必要としない場合は除く。)には当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 (略)

4 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合、その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支出することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)全部又は一部を喪失した場合において、
その喪失した旅費額の範囲内で町長が定める基準によるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額がある

(2) 職員が出張____中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 (略)

4 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ____、公務の遂行を補助するため承認、鑑定人、参考人等として出張した場合には____、当該職員に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により出張命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)され又は死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるときは、その金額のうちそのものの損失となつた金額で町長が定める基準によるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張中交通機関等の事故____により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)全部又は一部を喪失した場合において、そのことが故意又は過失によるものでないと証明されたときは、その喪失した旅費額の範囲内で町長が定める基準によるものを旅費として支給することができる。

(新設)

ときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(出張命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者の発する旅行命令等によつて行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 (略)

3 出張任命権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)に規則に定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。

(出張命令等)

第4条 出張は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張依頼を行う者(以下「出張任命権者」という。)の発する出張命令又は出張依頼(以下「出張任命等」という。)によつて行われなければならない。

2 (略)

3 出張任命権者は、既に発した出張命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による出張者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令簿又は出張依頼簿(以下「出張命令簿等」という。)に、当該出張に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合は、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、出張命令権者は、遅滞なく、出張命令簿等に当該出張に関し必要な事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。

5 前項のただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合は、できるだけ速やかに旅行命令書等に同行に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則が定める。

(出張命令等に従わない出張)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、すみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者は、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで出張したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の出張に対する旅費のみの支給をうけることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移

(新設)

5 出張命令簿等の記載事項及び様式は、町長が定める。

(出張命令等に従わない出張)

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等(前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って出張することができない場合には、あらかじめ、出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 出張者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで出張した後、すみやかに出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 出張者は、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで出張したときは、当該出張者は、出張命令等に従った限度の出張に対する旅費のみの支給をうけることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料

転費とする。

2～4 （略）

5 その他交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、実費額により支給する。

6 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じて1夜当たり定額により支給する。

7 宿泊費は第14条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

8 包括宿泊費は、第15条の規定する合計額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

10 着後滞在費は第17条の規定する額を支給する。

11 家族転居費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて出張し難い場合にはその現によつた経路及び方法によつて計算する。

（旅費の請求手続）

____とする。

2～4 （略）

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（旅費の計算）

第7条 旅費は____、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて出張し難い場合にはその現によつた経路及び方法によつて計算する。

（旅費の請求手続）

第9条 旅費(概算払いによる旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払いによる旅費の支給を受けた者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電磁的様式、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な事項を記入し、又は必要に応じて所定の書類を添付して、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支払命令者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 (略)

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織をしようする方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。))をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、町長又はその委任を受けた者の使用する電子計算機に備えられてたファイルへ記録がなされた時に当該請求書

第9条 旅費(概算払いによる旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払いによる旅費の支給を受けた者でその精算をしようとするもの_____

_____は、所定の請求書_____

_____に必要な事項を記入し、又は必要に応じて所定の書類を添付して、
_____当該旅費の_____支払をする者(以下「支払担当者」という。)に提出しなければならない。_____

2～4 (略)

(新設)

(新設)

又は資料を提出したものとみなす。

- 7 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記録事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)急行料金及び特別車両料金、座席指定料金並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1) (略)

(2) 急行料金を徴する列車を運行する路線による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 町長、副町長又は教育長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) (略)

(5) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金、第3号に規定する特別車両料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指

(新設)

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)急行料金、座席指定料金
による。

(1) (略)

(2) 急行料金を徴する列車を運行する路線による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金を支給する。

(新設)

(3) (略)

(新設)

(新設)

- 2 前項第2号に規定する急行料金は次の各号の一に該当する場合

定料金は、旅行命令書等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができるときに限り支給する。

(削除)

(船賃)

第11条 船賃の額は次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 町長、副町長及び教育長については、中級の運賃

イ 一般職員については、下級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、前号アの職員は上級の運賃、同号イの職員は下級の運賃

(3)～(5) (略)

(6) 前各号に付随する費用

2 (略)

(航空賃)

に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第11条 船賃の額は次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金_____による。

(1) 運賃の等級を3段階に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃_____

(2) 運賃の等級を2段階に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃_____

(3)～(5) (略)

2 (略)

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1) 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(町長、副町長及び教育長が移動する場合には、最上級)の運賃額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期運行する自動車により乗合旅客を運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃。

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80

第12条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃
による。

(新設)

2 前項に規定する航空賃は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により任命権者が町長と協議して航空機の利用を許可した場合に限り支給する。

(車賃)

第13条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で出張の実費を支弁することができない場合は、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。この場合、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

条第1項の許可を受けて事業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に定められる宿泊先の区分に応じた基準額の範囲内の実費額(次条において「宿泊費基準額」という。)による。ただし、町長、副町長又は教育長が宿泊した場合の宿泊費は規程同表中「指定職職員等」とあるのは、「町長」、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「副町長、教育長」に読み替えて準用する。

2 (略)

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費を充てるためのための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜につき、2,400円とする。

(転居費)

(宿泊料)

第14条 宿泊料の額は、1夜につき、10,900円とする。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

(新設)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転料)

(新設)

第18条 家族移転料は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第10条から第13条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転した場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事

情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(削除)

(削除)

(旅費の調整)

第19条 任命権者は、この条例の規定により旅費を支給する場合において、当該旅行における特別の事業又は当該旅行の性質により不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(日額旅費)

第15条 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額を持つて支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、町長が規定するものとする。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じて、第6条第1項に掲げる旅費について、この条例で定める基準を超えることができない。

第16条 職員が出張中に退職等となつた場合、又は死亡した場合には、その旅行先から勤務地までの前の職務相当の旅費を支給する。

(旅費の調整)

第17条 任命権者は、出張者が次に掲げる旅行をした場合には、旅費の支給を調整することができるものとし、その場合の旅費額は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 職員の職務の級が遡つて変更された場合には、その変更がなかつたものとして計算した額
- (2) 鉄道旅行においてその要務の性質上又は緩急の度合により急

2 国、県又は他の公共団体等より旅費の支弁を受けるときは、本
条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額
が、本条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給す
る

(旅費の特例)

第20条 (略)

行料金又は指定席料金を支給する必要がないと認められる場合
には、急行料金、特別車両料金又は指定席料金を支給しないも
のとして計算した額

(3) 出張者が同一地に滞在する場合における宿泊料は、その到着
した日の翌日から起算して滞在日数10日を超える場合には、町
長が別に定める。

(4) 町の経費以外の経費から旅費が支給される旅行の場合には、
この条例の規定による旅費額から町の経費以外の経費から支給
される旅費額に相当する額を差引いた額

2 任命権者は、前項に掲げる場合のほか、出張者が公用の交通機
関、宿泊施設等を利用した場合その他当該旅行における特別の
事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を
支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要
としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費
を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅
費を支給しないことができる。

3 任命権者は、出張者がこの条例の規定による旅費により旅行す
ることが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性
質上困難である場合には、町長に協議して定める旅費を支給す
ることができる。

(旅費の特例)

第18条 (略)

(旅費の返納) 第21条 <u>支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、道外旅費又は当該金額を返還させなければならない。</u> 2 <u>旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u> 3 <u>前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u>	(新設)
(監督) 第22条 <u>総務部長は、この条例の適正な執行を確保するため、確部長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。</u> (外国旅行の旅費) 第23条 (略) (実施規定) 第24条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u>	(新設) (外国旅行の旅費) 第19条 (略) (実施規定) 第20条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>町長が定める。</u>